

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年6月9日

京都市長 門川大作

京都市規則第20号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第7条環境企画部の款環境総務課の項第7号中「除く。」の右に「及び京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定管理者条例」という。）第16条に規定する委員会（環境保全活動センターに関するものに限る。）」を加える。

第8条総務部の款総務課の項第9号中「公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会」の右に「及び京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会」を加える。

第9条総合政策室の款第14号中「市民参加推進フォーラム」の右に「及び京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）第26条に規定する委員会（室が所管する事務に関するものに限る。）」を加え、同条プロジェクト推進室の款第1号を同款第2号とし、同款に第1号として次の1号を加える。

(1) 京都市公有財産及び物品条例第13条に規定する委員会（室が所管する事務に関するものに限る。）に関する事。

第10条共同参画社会推進部の款男女共同参画推進課の項第6号中「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「」及び「」という。）」を削り、同条地域自治推進室の款第23号中「第26号の」を「室が所管する」に改める。

第11条新産業振興室の款第8号中「京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「」及び「」という。）」を削る。

第13条子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項第20号中「いじめ問題再調査委員会」の右に「及び補助金条例第26条に規定する委員会（課が所管する事務に関するものに限る。）」を加える。

第14条住宅室の款住宅管理課の項第5号を削り、同款すまいまちづくり課の項第14号中「土地区画整理審議会」の右に「及び八条市営住宅団地再生事業検討委員会」を加える。

第15条土木管理部の款道路河川管理課の項に次の1号を加える。

(10) 京都市道衣笠緯40号線異常気象時通行規制基準改定検討委員会に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)